

就労定着支援

主眼事項	着眼点	適・否	現状・問題点	条例・規則	根拠法	関係書類
<b>第1 基本方針</b>						
	(1) 指定就労定着支援事業者は、利用者の意向、適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し、これに基づき利用者に対して指定就労定着支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定就労定着支援を提供しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第3条第1項	
	(2) 指定就労定着支援事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った指定就労定着支援の提供に努めているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第3条第2項	
	(3) 指定就労定着支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。 ※令和4年3月31日まで努力義務、令和4年4月1日から義務化	適・否		条例第4条	平18厚令171第3条第3項	
	(4) 指定就労定着支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労に向けた支援として法施行規則第6条の10の2に規定するものを受けて通常の事業所に新たに雇用された障がい者に対して、法施行規則第6条の10の3に規定する期間にわたり、当該通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該通常の事業所の事業主、障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の2 法施行規則第6条の10の2、第6条の10の3	
<b>第2 人員に関する基準</b>					法第43条第1項	
1	指定就労定着支援事業所の従業者の員数	指定就労定着支援事業所に置く従業者及びその員数は、次のとおりになっているか。	適・否	条例第4条	平18厚令171第206条の3	
(1)	就労定着支援員	就労定着支援員の数は、指定就労定着支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を40で除した数以上となっているか。	適・否	条例第4条	平18厚令171第206条の3 第1項	
(2)	サービス管理責任者	① 指定就労定着支援事業所ごとに、利用者の数（生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型の指定事業所とを同一の事業所において一体的に運営している場合は、一体的に運営している指定就労定着支援事業及び生活介護等の事業の利用者の合計数）に応じて、次に掲げる員数を、サービス管理責任者として置いているか。 ア 利用者の数が60以下 1以上 イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えた数以上 ② サービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤となっているか。	適・否	条例第4条	平18厚令171第206条の3 第2項	
(3)	利用者数の算定	利用者の数は、前年度の平均値となっているか。ただし、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数によっているか。	適・否	条例第4条	平18厚令171第206条の3 第3項	
(4)	職務の専従	指定就労定着支援事業所の従業者は、専ら当該指定就労定着支援事業所の職務に従事する者となっているか。（ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。）	適・否	条例第4条	平18厚令171第206条の3 第4項	
2	管理者	指定就労定着支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。（指定就労定着支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定就労定着支援事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定就労定着支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。）	適・否	条例第4条	平18厚令171第206条の4 準用（第51条）	
<b>第3 設備に関する基準</b>					法第43条第2項	
	設備及び備品等	事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定就労定着支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。	適・否	条例第4条	平18厚令171第206条の5	
<b>第4 運営に関する基準</b>					法第43条第2項	
1	実施主体	指定就労定着支援事業者は、指定及び指定更新の時点において、過去3年間において平均1人以上、通常の事業所に新たに障がい者を雇用させている生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型に係る指定障害福祉サービス事業者であるか。	適・否	条例第4条	平18厚令171第206条の7	
2	内容及び手続きの説明及び同意	(1) 指定就労定着支援事業者は、支給決定障害者が指定就労定着支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定就労定着支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。 (2) 指定就労定着支援事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障がいの特性に応じた適切な配慮をしているか。	適・否	条例第4条	平18厚令171第206条の12 準用（第9条第1項）	
			適・否	条例第4条	平18厚令171第206条の12 準用（第9条第2項） 社会福祉法第77条	

就労定着支援

主眼事項	着眼点	適・否	現状・問題点	条例・規則	根拠法	関係書類
3 契約支給量の報告等	(1) 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援を提供するときは、当該指定就労定着支援の内容、契約支給量、その他の必要な事項（受給者証記載事項）を支給決定障害者の受給者証に記載しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の12準用（第10条第1項）	
	(2) 契約支給量の総量は、当該支給決定障害者の支給量を超えていないか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の12準用（第10条第2項）	
	(3) 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の12準用（第10条第3項）	
	(4) 指定就労定着支援事業者は、受給者証記載事項に変更があった場合に、（1）から（3）に準じて取り扱っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の12準用（第10条第4項）	
4 提供拒否の禁止	指定就労定着支援事業者は、正当な理由がなく指定就労定着支援の提供を拒んでいないか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の12準用（第11条）	
5 連絡調整に対する協力	指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援の利用について市町村又は相談支援事業者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の12準用（第12条）	
6 サービス提供困難時の対応	指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所の通常の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定就労定着支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定就労定着支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の12準用（第13条）	
7 受給資格の確認	指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等確かめているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の12準用（第14条）	
8 訓練等給付費の支給の申請に係る援助	(1) 指定就労定着支援事業者は、就労定着支援に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の12準用（第15条第1項）	
	(2) 指定就労定着支援事業者は、就労定着支援に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う訓練等給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の12準用（第15条第2項）	
9 心身の状況等の把握	指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の12準用（第16条）	
10 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	(1) 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援を提供するに当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の12準用（第17条第1項）	
	(2) 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の12準用（第17条第2項）	
11 身分を証する書類の携行	指定就労定着支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の12準用（第18条）	
12 サービスの提供の記録	(1) 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援を提供した際は、当該指定就労定着支援の提供日、内容その他必要な事項を、指定就労定着支援の提供の都度記録しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の12準用（第19条第1項）	
	(2) 指定就労定着支援事業者は、（1）の規定による記録に際しては、支給決定障害者から指定就労定着支援を提供したことについて確認を受けているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の12準用（第19条第2項）	
13 指定就労定着支援事業者が支給決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	(1) 指定就労定着支援事業者が指定就労定着支援を提供する支給決定障害者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の12準用（第20条第1項）	
	(2) （1）の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに支給決定障害者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者に対し説明を行い、その同意を得ているか。（ただし、14の（1）から（3）までに掲げる支払については、この限りではない。）	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の12準用（第20条第2項）	

就労定着支援

主眼事項	着眼点	適・否	現状・問題点	条例・規則	根拠法	関係書類
14 利用者負担額等の受領	(1) 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援を提供した際は、支給決定障害者から当該指定就労定着支援に係る利用者負担額の支払を受けているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の12準用(第21条第1項)	
	(2) 指定就労定着支援事業者は、法定代理受領を行わない指定就労定着支援を提供した際は、支給決定障害者から当該指定就労定着支援に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の12準用(第21条第2項)	
	(3) 指定就労定着支援事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、支給決定障害者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定就労定着支援を提供する場合に、支給決定障害者から受けることのできる、それに要した交通費の額の支払いを受けているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の12準用(第21条第3項)	
	(4) 指定就労定着支援事業者は、(1)から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の12準用(第21条第4項)	
	(5) 指定就労定着支援事業者は、(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得ているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の12準用(第21条第5項)	
15 利用者負担額に係る管理	指定就労定着支援事業者は、支給決定障害者の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定就労定着支援事業者が提供する指定就労定着支援及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定就労定着支援及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。 この場合において、当該指定就労定着支援事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の12準用(第22条)	
16 訓練等給付費の額に係る通知等	(1) 指定就労定着支援事業者は、法定代理受領により市町村から指定就労定着支援に係る訓練等給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る訓練等給付費の額を通知しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の12準用(第23条第1項)	
	(2) 指定就労定着支援事業者は、法定代理受領を行わない指定就労定着支援に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定就労定着支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に対して交付しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の12準用(第23条第2項)	
17 指定就労定着支援の取扱方針	(1) 指定就労定着支援事業者は、就労定着支援計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定就労定着支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の12準用(第57条第1項)	
	(2) 指定就労定着支援事業所の従業者は、指定就労定着支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援に必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の12準用(第57条第2項)	
	(3) 指定就労定着支援事業者は、その提供する指定就労定着支援の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の12準用(第57条第3項)	
18 就労定着支援計画の作成等	(1) 指定就労定着支援事業所の管理者は、サービス管理責任者に指定就労定着支援に係る個別支援計画(就労定着支援計画)の作成に関する業務を担当させているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の12準用(第58条第1項)	
	(2) サービス管理責任者は、就労定着支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(アセスメント)を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の12準用(第58条第2項)	
	(3) アセスメントに当たっては、利用者に面接して行なっているか。 この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の12準用(第58条第3項)	
	(4) サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定就労定着支援の目標及びその達成時期、指定就労定着支援を提供する上での留意事項等を記載した就労定着支援計画の原案を作成しているか。 この場合において、当該指定就労定着支援事業所が提供する指定就労定着支援以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて就労定着支援計画の原案に位置付けるよう努めているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の12準用(第58条第4項)	
	(5) サービス管理責任者は、就労定着支援計画の作成に係る会議(利用者に対する指定就労定着支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を開催し、就労定着支援計画の原案の内容について意見を求めているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の12準用(第58条第5項)	
	(6) サービス管理責任者は、就労定着支援計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の12準用(第58条第6項)	
	(7) サービス管理責任者は、就労定着支援計画を作成した際には、当該就労定着支援計画を利用者に交付しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の12準用(第58条第7項)	

就労定着支援

主眼事項	着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	条 例 ・ 規 則	根 拠 法	関 係 書 類
	<p>(8) サービス管理責任者は、就労定着支援計画の作成後、就労定着支援計画の実施状況の把握（モニタリング）（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、就労定着支援計画の見直しを行い、必要に応じて就労定着支援計画の変更を行っているか。</p> <p>(9) サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。                      ① 定期的に利用者 に 面 接 す る こ と。                      ② 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</p> <p>(10) 就労定着支援計画に変更のあった場合、(2)から(7)に準じて取り扱っているか。</p>	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の12準用(第58条第8項)	
19 サービス管理責任者の責務	<p>サービス管理責任者は、就労定着支援計画の作成等のほか、次に掲げる業務を行っているか。                      ① 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定就労定着支援事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。                      ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を継続して営むことができるよう必要な支援を行うこと。                      ③ 他の従事者に対する技術的指導及び助言を行うこと。</p>	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の6	
20 相談及び援助	<p>指定就労定着支援事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。</p>	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の12準用(第60条)	
21 職場への定着のための支援等の実施	<p>(1) 指定就労定着支援事業者は、利用者の職場への定着及び就労の継続を図るため、新たに障がい者を雇用した通常の事業所の事業主、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整及び連携を行うとともに、利用者やその家族等に対して、当該雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を提供しているか。</p> <p>(2) 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、1月に1回以上、当該利用者との対面又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法により行っているか。また、1月に1回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めているか。</p>	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の8第1項	
22 サービス利用中に離職する者への支援	<p>指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援の提供期間中に雇用された通常の事業所を離職する利用者であって、当該離職後も他の通常の事業所への就職等を希望するものに対し、指定特定相談支援事業者その他の関係者と連携し、他の指定障害福祉サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行っているか。</p>	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の9	
23 支給決定障害者に関する市町村への通知	<p>指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援を受けている支給決定障害者が偽りその他不正な行為によって訓練等給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p>	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の12準用(第29条)	
24 管理者の責務	<p>(1) 指定就労定着支援事業所の管理者は、当該指定就労定着支援事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 指定就労定着支援事業所の管理者は、当該指定就労定着支援事業所の従業者に指定障害福祉サービス基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p>	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の12準用(第66条第1項)	
25 運営規程	<p>指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。                      ① 事業の目的及び運営の方針                      ② 従業者の職種、員数及び職務の内容                      ③ 営業日及び営業時間                      ④ 指定就労定着支援の提供方法及び内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額                      ⑤ 通常の事業の実施地域                      ⑥ 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類                      ⑦ 虐待の防止のための措置に関する事項                      ⑧ その他運営に関する重要事項</p>	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の10	

就労定着支援

主眼事項	着眼点	適・否	現状・問題点	条例・規則	根拠法	関係書類
26 勤務体制の確保等	(1) 指定就労定着支援事業者は、利用者に対し、適切な指定就労定着支援を提供できるよう、指定就労定着支援事業所ごとに、従業員の勤務体制を定めているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の12準用(第33条第1項)	
	(2) 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、当該指定就労定着支援事業所の従業員によって指定就労定着支援を提供しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の12準用(第33条第2項)	
	(3) 指定就労定着支援事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の12準用(第33条第3項)	
	(4) 指定就労定着支援事業者は、適切な指定就労定着支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 ※詳細は、「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(平18厚告615)及び「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(令2年厚告5)を参照	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の12準用(第33条第4項)	
27 業務継続計画の策定等	(1) 指定就労定着支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定就労定着支援の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 ※令和6年3月31日までは努力義務、令和6年4月1日から義務化。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の12準用(第33条の2第1項)	
	(2) 指定就労定着支援事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。 ※令和6年3月31日までは努力義務、令和6年4月1日から義務化。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の12準用(第33条の2第2項)	
	(3) 指定就労定着支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。 ※令和6年3月31日までは努力義務、令和6年4月1日から義務化。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の12準用(第33条の2第3項)	
28 衛生管理等	(1) 指定就労定着支援事業者は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の12準用(第34条第1項)	
	(2) 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の12準用(第34条第2項)	
	(3) 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の①から③に掲げる措置を講じているか。 ① 当該指定就労定着支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができる)の定期的な開催及び従業員に対する結果の周知 ② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備 ③ 従業員に対する感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期的な実施 ※令和6年3月31日までは努力義務、令和6年4月1日から義務化			条例第4条	平18厚令171第206条の12準用(第34条第3項)	
29 掲示	(1) 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の12準用(第35条第1項)	
	(2) 指定就労定着支援事業者は、(1)に規定する事項を記載した書面を当該指定就労定着支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、(1)の規定による掲示に代えることができる。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の12準用(第35条第2項)	
30 秘密保持等	(1) 指定就労定着支援事業所の従業員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の12準用(第36条第1項)	
	(2) 指定就労定着支援事業者は、従業員及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の12準用(第36条第2項)	
	(3) 指定就労定着支援事業者は、他の指定就労定着支援事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の12準用(第36条第3項)	

就労定着支援

主眼事項	着眼点	適・否	現状・問題点	条例・規則	根拠法	関係書類
31 情報の提供等	(1) 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定就労定着支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の12準用(第37条第1項)	
	(2) 指定就労定着支援事業者は、当該指定就労定着支援事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の12準用(第37条第2項)	
32 利益供与等の禁止	(1) 指定就労定着支援事業者は、相談支援事業者若しくは他の障害福祉サービス事業者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定就労定着支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の12準用(第38条第1項)	
	(2) 指定就労定着支援事業者は、相談支援事業者若しくは他の障害福祉サービス事業者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を受取していないか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の12準用(第38条第2項)	
33 苦情解決	(1) 指定就労定着支援事業者は、その提供した指定就労定着支援に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の12準用(第39条第1項)	
	(2) 指定就労定着支援事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の12準用(第39条第2項)	
	(3) 指定就労定着支援事業者は、その提供した指定就労定着支援に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定就労定着支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の12準用(第39条第3項) 法第10条第1項	
	(4) 指定就労定着支援事業者は、その提供した指定就労定着支援に関し、法第11条第2項の規定により都道府県が行う報告若しくは指定就労定着支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県が行う調査に協力するとともに、都道府県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の12準用(第39条第4項) 法第11条第2項	
	(5) 指定就労定着支援事業者は、その提供した指定就労定着支援に関し、法第48条第1項の規定により都道府県又は市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定就労定着支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県又は市町村が行う調査に協力するとともに、都道府県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の12準用(第39条第5項) 法第48条第1項	
	(6) 指定就労定着支援事業者は、都道府県又は市町村から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を都道府県、市町村に報告しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の12準用(第39条第6項)	
	(7) 指定就労定着支援事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の12準用(第39条第7項) 社会福祉法第83条、第85条	
34 事故発生時の対応	(1) 指定就労定着支援事業者は、利用者に対する指定就労定着支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の12準用(第40条第1項)	
	(2) 指定就労定着支援事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の12準用(第40条第2項)	
	(3) 指定就労定着支援事業者は、利用者に対する指定就労定着支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の12準用(第40条第3項)	
35 虐待の防止	指定就労定着支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の①から③に掲げる措置を講じているか。 ① 当該指定就労定着支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ② 当該指定就労定着支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 ③ ②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。  ※令和4年3月31日までは努力義務、令和4年4月1日から義務化。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の12準用(第40条の2)	

就労定着支援

主眼事項	着眼点	適・否	現状・問題点	条例・規則	根拠法	関係書類
36 会計の区分	指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定就労定着支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の12準用(第41条)	
37 記録の整備	(1) 指定就労定着支援事業者は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の11第1項	
	(2) 指定就労定着支援事業者は、利用者に対する指定就労定着支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定就労定着支援を提供した日から5年間保存しているか。 ① サービスの提供の記録 ② 就労定着支援計画 ③ 支給決定障害者に関する市町村への通知に係る記録 ④ 苦情の内容等の記録 ⑤ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の11第2項	
38 電磁的記録等	指定就労定着支援事業者及びその従業員は、書面の作成、保存等を電磁的記録等の方法で行う場合は、次のとおり行っているか。					
	(1) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(3の(1)の受給者証記載事項又は7の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び(2)に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第224条第1項	
	(2) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業員は、交付、説明、同意その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第224条第2項	
<b>第5 変更の届出等</b>					法第46条	
1 変更及び休止した事業の再開の届出	(1) 指定障害福祉サービス事業者は、当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他法施行規則第34条の23に定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定障害福祉サービスの事業を再開したときは、10日以内に、その旨を県に届け出ているか。	適・否			法第46条第1項 法施行規則第34条の23	
2 廃止又は休止の届出	(2) 指定障害福祉サービス事業者は、当該指定に係る障害福祉サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を県に届け出ているか。	適・否			法第46条第2項 法施行規則第34条の23	
<b>第6 業務管理体制の整備等</b>					法第51条の2	
1 業務管理体制の整備	(1) 指定障害福祉サービス事業者は、次の区分に応じて必要な業務管理体制の整備を行っているか。 ① 指定を受けている事業所の数が1以上20未満の事業者 イのみ ② 指定を受けている事業所の数が20以上100未満の事業者 イ及びロ ③ 指定を受けている事業所の数が100以上の事業者 イ、ロ及びハ イ 法令遵守責任者を選任しているか。 ロ 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。 ハ 業務執行の状況の監査を定期的に行っているか。	適・否			法第51条の2第1項 法施行規則第34条の28	
	2 業務管理体制の届出及び変更の届出	(2) 指定障害福祉サービス事業者は、(1)において整備を行うこととされている業務管理体制について、遅滞なく県(又は厚生労働大臣)に届け出ているか。 また、届け出た事項に変更があったときも、遅滞なく、変更の届出を行っているか。 (届出については、法人単位で行う。)	適・否		法第51条の2第2項及び第3項 法施行規則第34条の28	

就労定着支援

主眼事項	着眼点	適・否	現状・問題点	条例・規則	根拠法	関係書類
<b>第7 障害福祉サービス等情報公表制度の報告</b>					法第76条の3	
障害福祉サービス等情報公表制度の報告	(1) 指定障害福祉サービス事業者等の設置者は、サービスを利用する障がい者等が適切かつ円滑に当該情報公表対象サービス等を利用する機会を確保するため、情報公表の対象となる指定障害福祉サービス等の情報（法施行規則第65条の9の8に規定する以下の情報）を県に報告しているか。 （報告は、インターネット上における情報公表システムにより行う） ①サービス開始時 法人、事業所、従業者、サービス内容、利用料等に関する基本情報（法施行規則第65条の9の8別表第1号） ②毎年度定期的な報告時 法人、事業所、従業者、サービス内容、利用料等に関する基本情報及び運営情報（法施行規則第65条の9の8別表第1号及び第2号）	適・否			法第76条の3第1項 法施行規則第65条の9	
<b>第8 訓練等給付費の算定及び取扱い</b>					法第29条第3項	
1 基本事項	(1) 指定就労定着支援に要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第523号（報酬告示）の別表「介護給付費等単位数表」の第14の2により算定する単位数に、平成18年厚生労働省告示第539号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価（10円）を乗じて得た額を算定しているか。 （ただし、その額が現に当該指定就労定着支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定就労定着支援事業に要した費用の額となっているか。）  (2) (1)の規定により、指定就労定着支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。	適・否			平18厚告523一 平18厚告539 法第29条第3項	
2 ①基本報酬 就労定着支援サービス費	就労に向けた支援として指定生活介護等、指定自立訓練（機能訓練）等、指定自立訓練（生活訓練）等、指定就労移行支援等、指定就労継続支援A型等若しくは指定就労継続支援B型等（以下「生活介護等」）又は基準該当生活介護、基準該当自立訓練（機能訓練）、基準該当自立訓練（生活訓練）若しくは基準該当就労継続支援B型を受けて通常の事業所に新たに雇用され、就労を継続している期間が6月に達した障がい者に対して、当該通常の事業所での就労の継続を図るため、就労定着支援を行った場合に、所定単位数を算定しているか。  指定就労定着支援事業所において、就労定着支援を行った場合に、県に届け出た利用者数（就労定着支援を行った日の属する年度の前年度における各月の利用者数の合計を12で除して得た数）及び就労定着率（前年度の末日における利用者数と前年度の末日までの過去3年間に就労定着支援を受けて就労継続している者の合計数を、前年度の末日までの過去3年間に就労定着支援を受けた利用者の総数で除して得た率）に応じ、1月につき所定単位数を算定しているか。 ※ただし、新規に指定を受けた日から6月未満の間は、当該就労定着事業所の利用者数は、指定を受けた月の属する月の前月の末日から起算して、過去3年間に於いて当該事業所と一体的に運営される生活介護等を受け通常の事業所に新たに雇用され、就労を継続している期間が6月に達した者の総数に0.7を乗じて得た数とし、6か月以上1年未満は前6か月実績とする。 ※就労定着率は、指定を受けてから1年間は、過去3年間に於いて当該事業所と一体的に運営される生活介護等を受け通常の事業所に新たに雇用され、就労を継続している者の総数を就労した者の合計数で除して得られた率とする。	適・否			平18厚告523別表第14の2の1注1	
		適・否			平18厚告523別表第14の2の1注2	



就労定着支援

主眼事項	着眼点	適・否	現状・問題点	条例・規則	根拠法	関係書類
②減算 (人員欠如減算、個別支援計画未作成減算)	就労定着支援サービス費の算定に当たって、次の①又は②のいずれかに該当する場合に、それぞれ次に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。 ① 従業者の員数が以下に該当する場合（人員欠如減算） ・基準上配置すべき職員が、1割を超えて員数を満たさない場合は翌月から、それ以外で要件を満たさない場合は翌々月からそれぞれ起算して、解消に至った月まで、利用者全員に減算 2月間は100分の70、3月目以降は100分の50（職員欠如減算） ・サービス管理責任者が基準上配置すべき要件を満たさない場合は、翌々月から起算して解消に至った月まで利用者全員に減算 4月間は100分の70、5月目以降は100分の50（サービス管理責任者欠如減算） ② 就労定着支援計画が作成されていない場合（個別支援計画未作成減算） 作成されていない期間が3月未満 100分の70 作成されていない期間が3月以上 100分の50 (※サービス管理責任者欠如減算と個別支援計画未作成減算は、減算割合が大きい方を適用)	適・否			平18厚告523別表第14の2の1注3 平18厚告550九の二	
③サービス費の算定要件	指定就労定着支援事業者が、指定就労定着支援を行った月に、新たに障がい者を雇用した通常の事業所の事業主等との連絡調整及び連携を行うに当たり、利用者及び当該事業主に対し、当該月における当該利用者に対する支援の内容を記載した報告書の提供を1回以上行わなかった場合は、就労定着支援サービス費を算定していないか。	適・否			平18厚告523別表第14の2の1注5	
	指定就労定着支援事業者が行うサービス事業所又は障害者支援施設に配置されている雇用保険法施行規則第118条の3第5項第1号に規定する訪問型職場適応援助者が、当該指定就労定着支援事業者が行う指定就労定着支援事業所の利用者に対し、同号に規定する計画に基づく援助を行い、同条第1項に規定する障害者職場適応援助コース助成金の申請を行った場合に、当該申請に係る援助を行った月において、当該援助を受けた利用者に係る就労定着支援サービス費を算定していないか。	適・否			平18厚告523別表第14の2の1注6	
	利用者が自立訓練（生活訓練）又は自立生活援助を受けている間に、就労定着支援サービス費を算定していないか。	適・否			平18厚告523別表第14の2の1注7	
3 特別地域加算	平成21年厚生労働省告示第176号「厚生労働大臣が定める地域」に居住している利用者の居宅若しくは別に厚生労働大臣が定める地域に所在する利用者が雇用された通常の事業所において、当該利用者との対面により就労定着支援を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	適・否			平18厚告523別表第14の2の1注4 平21厚告176	
4 定着支援連携促進加算	雇用主等との関係性の構築などに手間を要することにより、就労定着支援の利用開始日から起算して1年間に限り、就労定着支援を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。 指定就労定着支援事業所、関係機関（地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、医療機関その他当該指定就労定着支援事業所以外の事業所をいう。）との連携を図るため、関係機関において障がい者の就労支援に従事する者により構成される、利用者に係る就労定着支援計画に関する会議を開催し、関係機関との連絡調整を行った場合に、1月に1回、かつ、1年につき4回を限度として、所定単位数を加算しているか。	適・否			平18厚告523別表第14の2の2	
5 初期加算	サービスの利用の初期段階においてアセスメント等に手間を要することにより、一体的に運営される生活介護等以外を利用して通常の事業所に雇用された障がい者に対して、新規に就労定着支援計画を作成し、就労定着支援を行った場合には、就労定着支援の利用開始月について、1回に限り、所定単位数を加算しているか。	適・否			平18厚告523別表第14の2の3	
6 就労定着実績体制加算	過去6年間における就労定着支援の利用終了者のうち、雇用された通常の事業所に3年6ヵ月以上6年6ヵ月未満の期間、継続して就労している者又は就労していた者の占める割合が、前年度において100分の70以上として県に届け出た指定就労定着支援事業所において、就労定着支援を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	適・否			平18厚告523別表第14の2の4	
7 職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算	第1号職場適応援助者養成研修等修了者を就労定着支援員として配置しているものとして県に届け出た指定就労定着支援事業所において、就労定着支援を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	適・否			平18厚告523別表第14の2の5 平21厚告178二	

**就労定着支援**

主眼事項	着眼点	適・否	現状・問題点	条例・規則	根拠法	関係書類
8 利用者負担上限額管理加算	指定就労定着支援事業者が、利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	適・否			平18厚告523別表第14の2の6	

(参照法令等)

法： 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)

法施行規則： 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)

基準関係： 平18厚令171(指定障害福祉サービス基準、指定基準)： 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)

解釈通知： 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成18年12月6日付け障発第1206001号)

条例： 愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(令和3年愛媛県条例第16号)

規則： 愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(令和3年愛媛県規則第18号)

平18厚告544(サビ管告示)： 指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(平成18年厚生労働省告示第544号)

報酬関係： 平18厚告523(報酬告示)： 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号)

平18厚告539： 厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成18年厚生労働省告示第539号)

平18厚告550： 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合(平成18年厚生労働省告示第550号)

平21厚告176： 厚生労働大臣が定める地域(平成21年厚生労働省告示第176号)

平21厚告178： 厚生労働大臣が定める研修(平成21厚労省告示第178号)